

(R7.5.9) 三重県社会福祉法人経営者協議会

地域の福祉を守り抜くための福祉従事者の賃上げに係る緊急要望

提言・要望	回答 (医療保健部)
<p>すべての福祉従事者の賃金改善のための公的価格の拡充</p> <p>(1) 全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善、臨時改定 (基本報酬、食費等の基準費用額等の引き上げ)</p> <p>(2) 全産業の賃上げ、物価指数に連動する仕組みの導入 (賃金スライド制・物価スライド制)</p> <p>(3) 介護、障害福祉、子育て支援等の制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種等と法人裁量の更なる拡大</p>	<p>・国への要望</p> <p>県では、令和7年4月に実施した国への提言・提案において、介護保険事業所等が安定的に経営できるよう「食材費や光熱水費の高騰により、公定価格に基づき経営を行う介護保険事業所・施設、養護老人ホーム、軽費老人ホームが、厳しい経営を強いられていることから、これらの事業所等に対し、財政的な支援策を講じること」を要望しています。</p> <p>また、同年5月には、全国知事会を通じて、介護・障害福祉サービスについて「次の定期改定を待たずして、臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うこと。」「物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障害福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入すること」を要望しています。</p> <p>・県の取組</p> <p>県では、「介護職員等処遇改善加算（新加算）」について、新加算を取得済であっても、さらなる上位加算の取得に向けて、事業者の支援を行っています。</p> <p>また、喫緊の物価高騰に対しては、令和6年度補正予算で措置した物価高騰対策支援補助金の交付事務を速やかに進めているところです。</p> <p>引き続き財政的な支援策を講じるよう、国へ働きかけていくとともに、県としても必要な支援を行ってまいります。</p>